

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 制度概要について（資料3-2参照）

- ・令和7年度 地域子ども・子育て支援事業として、市区町村の判断で実施
- ・令和8年度から 法律に基づく新たな給付制度として、全市区町村で実施

2. 本市での実施予定について（資料3-3参照）

- ・令和7年第1回市議会定例会において、認可基準を定める「摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（資料3-4）を議案提出し、事業実施（補助金）に係る予算を計上
- ・実施を希望する施設から認可申請
- ・令和7年夏以降、認可した施設で乳児等通園支援事業開始
- ・令和8年第1回市議会定例会において、確認基準を定める「（仮称）摂津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議案提出し、事業実施（給付費）に係る予算を計上
- ・令和7年度中に事業を開始した施設について、令和8年3月末までに子ども・子育て支援法に基づく確認を、令和8年4月から実施を希望する施設について、令和8年3月末までに児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認を、それぞれ行う。

3. 子ども・子育て会議での意見聴取について

【認可手続きについて】…事業実施に係る認可

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

⇒乳児等通園支援事業に係る認可申請があった場合、子ども・子育て会議で意見を聴取する

【確認手続きについて】…給付費の支給を受ける者である旨の確認

子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業の確認上の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

⇒令和8年度以降の乳児等通園支援事業において、確認申請があった場合、子ども・子育て会議で意見を聴取する